

全国福祉事務所長会議資料

平成22年5月18日
厚生労働省

目 次

行政説明

(1) 社会福祉行政の状況等	1
(2) 生活保護等施策の重点事項について	31
(3) 生活福祉資金・ホームレス施策等について	92
(4) ワンストップサービスの充実・生活保護受給者等就労支援事業の推進について	119
(5) 平成21年度生活保護法施行事務監査結果について	131

事例紹介

(1) 医療扶助の適正化	
堺市健康保険局福祉推進部	156
(2) 生活保護行政の適正化に向けた取り組みについて	
大阪市健康福祉局	159
(3) 福岡県における就労支援の取り組み	
～課長 係長見守りの中、ケースを中心に、ケースワーカーと就労相談員、三位一体での就労支援～	
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	162

社会福祉行政の状況等

社会・援護局総務課

平成22年度予算の事項別概要

社会・福祉局(社会)

事 項	平成21年度	補正後予算額	平成22年度	差引増減額	伸率 B/A
	当初予算 [A] 千円	下段は補正追加額 千円	予 算 [B] 千円	(Bは補正後の差引) 千円	
(組織)厚生労働本省	2,166,707,832	2,640,007,526 次 295,715,814 次 185,583,880	2,309,527,320	142,819,488 (▲ 338,180,206)	6.6
(項)厚生労働本省共通費(審議会経費)	3,730	3,730	5,338	1,608	43.1
(項)生活保護費	2,096,888,342	2,290,361,250 次 65,352,798 次 128,120,110	2,238,819,764	141,931,422 (▲ 51,517,486)	6.8
(目)生活保護指導監督委託費	2,142,537	2,092,798 次 ▲ 49,739	2,098,516	▲ 44,021	▲ 2.1
(目)生活保護費等負担金	2,094,745,805	2,288,268,452 次 65,352,798 次 128,109,519	2,236,721,248	141,975,443 (▲ 51,517,201)	6.8
(項)地域福祉推進費	21,734,769	203,088,649 次 111,353,880 次 70,000,000	24,643,932	2,909,163 (▲ 178,141,717)	13.4
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	21,000,000	132,353,880 次 111,353,880	24,000,000	3,000,000 (▲ 109,353,880)	14.3
(目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金	-	70,000,000 次 70,000,000	-	-	-
(目)公的扶助資料調査費	273,104	273,104	211,486	▲ 61,618	▲ 22.6
(目)公的扶助資料調査委託費	186,477	186,477	221,500	35,103	18.8
(目)保健福祉地方公共団体委託費	22,067	22,067	22,058	▲ 9	0.0
(目)日本赤十字社救護業務費等補助金	156,103	156,103	95,231	▲ 60,872	▲ 39.0
庁費等その他の(目)	97,018	97,018	93,577	▲ 3,441	▲ 3.5
(項)災害救助等諸費	721,500	964,434 次 242,934	721,500	0	0.0
(目)災害救助費等負担金	201,500	444,434 次 242,934	201,500	0	0.0
(目)災害弔慰金等負担金	140,000	140,000	140,000	0	0.0
(目)災害復讐貸付金	380,000	380,000	380,000	0	0.0
(項)社会福祉諸費	41,925,251	42,371,214 次 1,515,320 次 ▲ 1,669,457	40,229,756	▲ 1,695,495 (▲ 2,111,158)	▲ 4.0
(目)褒賞品費	3,784	3,284	43,948	40,664	1,238.2
(目)民生委員手帳等作成費	4,454	4,454	7,509	3,055	68.6
(目)民間社会福祉事業助成費補助金	376,334	376,334	303,688	▲ 72,646	▲ 19.3
(目)社会福祉推進費補助金	500,000	500,000	0	▲ 500,000	▲ 100.0
(目)社会福祉推進助成費補助金	-	-	3,047,263	3,047,263	-
(目)地方改善事業費補助金	5,285,308	4,006,569 次 ▲ 178,739	5,034,435	▲ 250,873	▲ 4.7
(目)社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	25,922,887	25,922,887	25,617,137	▲ 305,750	▲ 1.2
(目)社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	9,297,512	9,880,010 次 582,498	5,600,000	▲ 3,697,512 (▲ 1,290,010)	▲ 39.8
(目)衛生関係指導者養成等委託費	23,566	23,566	109,404	85,838	364.2
(目)社会事業学校等経営委託費	505,779	500,065 次 ▲ 5,714	460,245	▲ 45,534	▲ 9.0
(目)施設施工旅費	-	0 次 5,131	-	0	-
(目)施設施工庁費	-	32,918 次 ▲ 5,131	-	-	-
(目)各所修繕	6,127	6,127	6,127	0	0.0
(目)社会事業学校施設整備費	-	315,000 次 856,155 次 ▲ 511,155	-	-	-
(項)社会福祉施設整備費	1,428,000	975,049 次 ▲ 452,951	1,104,000	▲ 324,000	▲ 22.7
(目)地方改善施設整備費補助金	1,428,000	975,049 次 ▲ 452,951	1,104,000	▲ 324,000	▲ 22.7
(項)社会福祉施設基盤強化推進費	-	106,236,960 次 117,193,816	-	-	-
(目)社会福祉施設等設備整備費補助金	-	0 一次 11,256,856 二次 ▲ 11,256,856	-	0	-
(目)社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金	-	106,236,960 次 106,236,960	-	▲ 106,236,960	-
(項)独立行政法人福祉医療機構運営費	4,006,240	4,006,240	4,003,030	▲ 3,210	▲ 0.1
(目)独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金	3,391,761	3,391,761	3,450,418	58,657	1.7
(目)独立行政法人福祉医療機構共済勘定運営費交付金	614,479	614,479	552,612	▲ 61,867	▲ 10.1

※平成21年度第一次補正予算において(目)障害者自立支援対策臨時特例交付金に「福祉・介護人材の確保のための対策費」が含まれている。(9,765,990千円)

平成22年度予算の概要

社会・援護局(社会)

平成22年度予算	2兆3,095億円
平成21年度当初予算	2兆1,667億円
差引	1,428億円 (対前年度伸率 6.6%)

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆585億円 → 2兆2,006億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 210億円 → 240億円
 - ・ 居宅生活移行支援事業の創設(新規)
 - ・ レセプト点検事業の充実
 - ・ 受入施設日本語習得支援事業の創設(新規)
 - ・ 日常生活自立支援事業の拡充(新規)
 - ・ 医療扶助レセプトオンライン請求への対応
 - ・ 福祉事務所生活保護システムの改修等
 - ・ 生活保護特別指導監査事業の拡充
- 社会福祉振興助成費補助金(仮称) — → 30億円

I 生活保護制度の適正な実施

1 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算（月額23,260円（子一人、居宅[1級地]）について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

2 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当（平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円）の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

3 生活保護費

2兆2,301億円

※上記1の母子加算の支給（183億円）を含む

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る経費を確保する。

(1) 保護費負担金

2兆2,006億円

(2) 保護施設事務費負担金

273億円

(3) 生活保護指導監査委託費

21億円

4 自立支援の着実な推進

(1) 居宅生活移行支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業（100か所程度）を実施する。

(2) 子どもの健全育成プログラムの策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置又は外部委託により、

① 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

② 子どもの進学に関する支援

③ 引きこもりや不登校の子どもに関する支援

など、子どもが抱える様々な問題の相談に応じる体制の構築を図る。

5 適正実施の推進

(1) レセプト点検事業の充実

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

医療扶助の更なる適正化のため、レセプト点検（内容点検）の外部委託化を推進し、レセプト点検を強化するとともに、効率的なレセプト点検体制を構築する。

(2) 医療扶助レセプトオンライン請求への対応

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各福祉事務所等において、平成23年度当初までに、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図り、レセプト点検業務の効率化、医療扶助の一層の適正化を進める。

(3) 福祉事務所生活保護システムの改修等

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

「生活保護業務データシステム」及び「生活保護等版レセプト管理システム」を運用するため、福祉事務所の生活保護システムにデータ出力機能を追加する等の改修等を行う。

(4) 生活保護特別指導監査事業の拡充（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

都道府県・指定都市本庁が、生活保護特別指導監査事業の実施にあたり、社会保険労務士などの専門的知識を有する者を同行させて年金受給権や自立支援医療などの他法他施策の活用を徹底し、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

Ⅱ 外国人介護福祉士候補者への支援

1 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業の実施（新規）

(1) 受入施設日本語習得支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

経済連携協定（EPA）に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得の取組みを支援する。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

(2) 日本語定期研修事業の実施

62百万円

外国人介護福祉士候補者に対する集合研修を定期的を実施し、日本語習得状況を確認するとともに、個々の候補者に合った学習方針を示すことにより、候補者が計画的に日本語習得できるよう支援する。

2 外国人看護師・介護福祉士受入事業の実施

47百万円

外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

- 福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。

- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、中央及び都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

- | | |
|---------------------|-------|
| (3) 中央福祉人材センター運営事業費 | 47百万円 |
| (4) 福利厚生センター運営事業費 | 88百万円 |

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） | 8百万円 |
| (2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） | 41百万円 |
| (3) 社会事業学校経営委託費 | 423百万円 |
| (4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 37百万円 |

IV 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」等）を行う。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、全ての市での窓口設置を推進する。また、契約締結前の相談や成年後見制度への移行についても支援を行う。

3 生活福祉資金貸付事業による支援

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

低所得者等に対して必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

4 社会福祉振興助成費補助金（仮称）

30億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等に対して助成を行う。

※ 行政刷新会議の事業仕分け結果に基づき、「長寿・子育て・障害者基金」を全額国庫に返納することとしたことを踏まえ、当該補助金を創設するものである。

V ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」について、都道府県・指定都市への設置を推進する。

VI 矯正施設退所者の地域生活定着支援

○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して行う、「地域生活定着支援センター」について、都道府県への設置を推進し、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付枠の確保

・資金交付額	2,487	億円
（ ・福祉貸付	1,263	億円
・医療貸付	1,224	億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・ユニット型特別養護老人ホームの建築資金、土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
- ・社会福祉法人に対する貸付の場合の保証人徴求免除
- ・都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

- ・整備促進特別対策事業の対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
- ・児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
- ・共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大
- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 256億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

平成21年度第二次補正予算の概要

社会・援護局(社会)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築のため、必要な経費を第二次補正予算(案)に計上 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円)

・住宅手当緊急特別措置事業の推進

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に対する住宅手当の給付(地域毎に上限額を設定[例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円]、最長6か月間(一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)を推進するとともに、就労支援体制の充実を図る。

・ホームレス自立支援の推進

ホームレスの自立を支援するため、旅館、社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進するとともに、緊急一時宿泊施設利用者に対する相談(生活相談、就職相談)体制の充実などを図る。

・公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者に対し、いち早く安定した住居を安価で提供するため、地方自治体が公営住宅の空き室に間仕切り工事を行い、居住場所を確保する。

・就労支援事業の強化

福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員するとともに、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員する等により、就労支援を強化する。

・生活福祉資金貸付事業による支援

低所得者等に対する市町村社会福祉協議会等の相談支援体制の充実を図り、必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

障害者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障がい者制度改革推進本部等における各種の制度改革の一環として、障害者福祉制度を制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする制度に抜本的に見直していくこととあわせて、新たな制度ができるまでの間においても、障害福祉サービス等の利用者負担について更なる軽減を図る。

また、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施等を図るとともに、精神保健医療福祉や発達障害者等支援を推進する。

なお、平成22年度より身体障害者の範囲を拡大し、障害者自立支援医療等の対象に肝機能障害を加える。

1 利用者負担の軽減（新規）

107億円

※障害者自立支援給付費負担金及び児童保護費等負担金の内数

新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。

※平成22年4月実施

参考：現行の低所得の障害者に係る利用者負担

福祉サービス(居宅)…最大 3,000円

福祉サービス(通所)…最大 1,500円

福祉サービス(入所、グループホーム等)…最大 24,600円

補装具…最大 24,600円

2 障害福祉サービス等による障害者支援の推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,719億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施

440億円

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

1,954億円

心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療）を提供する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備

124億円

○ 社会福祉施設整備費（保護施設分を含む。）

100億円

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

〔補助対象の追加〕

- ・グループホーム・ケアホームの身体障害者の受入れに係るエレベーター等設置整備（1共同生活住居当たり 2,000千円以内（事業費ベース））
- ・児童デイサービス事業所
- ・短期入所事業所
- ・療養介護事業所
- ・宿泊型自立訓練事業所（宿泊部分）

〔補助基準単価の改定〕

- ・社会福祉施設整備費の補助基準単価について、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

○ 障害者就労訓練設備等整備事業

24億円

既存の障害者施設や小規模作業所等が就労移行支援等の新体系事業への移行に際して必要となる就労訓練設備の購入やグループホーム等を行うための賃貸物件の改修に対し補助を行う。

〔補助対象の追加〕

- ・グループホーム・ケアホームの身体障害者の受入れに係るエレベーター等設置整備（1共同生活住居当たり 2,000千円以内（事業費ベース））

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進（新規） 4. 7億円

① 障害者虐待防止対策支援事業の推進 4. 6億円

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う事業に要する費用を都道府県に対して補助する統合補助金を創設する。

〔主な事業内容〕

- ・ 家庭訪問の実施や相談窓口の体制強化
- ・ 虐待の防止等の支援に関する専門的な研修
- ・ 医師、弁護士等との連携による専門性の強化
- ・ 精神科医等によるカウンセリングの実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成等の推進 3百万円

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施し、関連する制度の周知等を行う。

(6) 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業（新規） 54百万円

盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、宿泊型の生活訓練等のモデル事業を実施する。

(7) 障害者の社会参加の促進 28億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、障害者スポーツや芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

○ 総合国際競技大会への派遣及び指定強化学業の実施 2. 6億円

パラリンピック等の国際大会への日本選手団の派遣や強化合宿等の実施、障害者スポーツの世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施するとともに、普及啓発等の取組を行うことにより、障害者スポーツの振興を図る。

(8) 障害者自立支援機器等開発の促進（新規） 4. 3億円

障害者の自立や社会参加を支援する支援機器や技術開発の促進を図るため、マーケットが小さく事業につながらない等ビジネスモデルの確立が困難な機器に

対する実用的製品化において、障害者によるモニター評価等を義務付けた取組への助成を行う。

(9) 障害児施設に係る給付費等の確保 **710億円**

障害のある児童に対して、知的障害児施設等の障害児施設において行う保護・訓練に係る経費を確保する。

(10) 重症心身障害児（者）に対する在宅支援の推進 **31億円**

在宅で暮らす重症心身障害児（者）への支援の充実を図るため、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導、保護者等の家庭における療育技術の習得等を行う重症心身障害児（者）通園事業の実施か所数の拡充を図る。

(実施か所数)	(平成21年度)	(平成22年度予算)
A型〔利用人員15名、併設型〕	62か所	→ 64か所（+2か所）
B型〔利用人員5名、既存施設利用型〕	220か所	→ 236か所（+16か所）

(11) 障害者総合福祉推進事業の創設（新規） **5億円**

障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度の検討、制度施行のために具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組及び実態の把握を行うため、「障害者総合福祉推進事業」を創設する。

平成21年度第1次補正予算において、都道府県に対する交付金（障害者自立支援対策臨時特例交付金）により基金の積増し(1,425億円)を行い、以下の事業を実施する。(平成23年度まで)

○福祉・介護職員の処遇改善

福祉・介護職員の雇用環境を改善するため、福祉・介護職員の賃金の確実な引上げなど福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を助成する。

○事業者の新体系移行の促進

事業者の新体系移行を促進するため、移行した場合に従前の報酬水準を保障し事業運営の安定化を図るとともに、必要となる改修、増築等の基盤整備の促進を図る。

3 障害者に対する就労支援の推進

18億円

(1) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

7.9億円

これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するとともに、新たに、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う事業を定額補助（10/10相当）で実施すること等により、工賃の引き上げに向けた取組の強化を図る。

【既存事業 1/2（国1/2、都道府県1/2）】

- ・ 経営コンサルタントの派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進
- ・ 事業所職員の人材育成に関する経費

【新規事業 定額（10/10相当）】

- ・ 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」を整備するための事業（8か所（ブロックごとに1か所））
- ・ 工賃引上げに積極的な事業所における好事例の紹介、説明会の実施
- ・ 事業者の経営意識の向上（未着手事業所への説明会）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

9.6億円

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、設置か所数を拡充し、地域における障害者に対する就労支援体制の強化を図る。

	(平成21年度)		(平成22年度予算)
○設置か所数	265か所	→	282か所（+17か所）
○生活支援担当者	常勤1名	→	常勤1名 + <u>非常勤1名</u>
(参考)			
○就業支援担当者	常勤2名	→	常勤2名

4 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援する 施策の推進

47億円

(1) 精神科救急医療体制の充実・強化

23億円

救急搬送において、地域において定めた救急搬送・受け入れに関するルールに基づき、身体合併症患者を積極的に受け入れる身体合併症対応施設(47カ所)への医師等の配置による救急搬送受入体制を強化するとともに、空きベッドの確保の推進(空床確保料10,200円→12,400円)等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

(2) 認知症医療体制の強化

5.8億円

地域で認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターにおいて、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、診療情報提供等を行うとともに、担当者の配置による介護との連携等を行うほか、新たに認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実等を図る。

また、国において認知症疾患医療センターの職員等に対する研修を行い、専門的医療の質の向上を図る。

(3) 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進

17億円

精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員の増員(2人→4人)や地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターの活動の強化により、精神障害者の地域生活への移行をより一層推進するとともに、未治療・治療中断者に対する訪問等による医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期治療のための取り組み等を通じた地域生活支援を推進する。

(4) 依存症対策の推進

89百万円

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

(5) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進

81百万円

精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、国民各層への取組の中で、特に若年層を中心とした普及啓発を推進する。

5 発達障害者等支援施策の更なる推進

7. 5億円

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立

2. 0億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

○ 発達障害者支援センター運営事業の推進

(地域生活支援事業(440億円)の内数)

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う。

○ 発達障害者支援体制整備事業の推進

2. 0億円

ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況の調査及び評価や、適切な助言(巡回指導)等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 5. 4億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

○ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の推進

39百万円

国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。

○ 発達障害者支援開発事業の推進

3. 9億円

発達障害者一人一人のニーズに応じた一貫した支援ができるよう先駆的な取り組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

○ 発達障害情報センター機能の充実 54百万円

発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、各自治体の発達障害に関する支援体制の好事例を集めたモデル事例集や、支援手法等を集めた支援マニュアルを策定する。

○ 発達障害者支援者実地研修事業の創設 23百万円

発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成する。

○ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業の推進 15百万円

国連が制定した「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の周知と、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 12百万円

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い、適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

6 自殺対策の推進

6. 0億円

○ 地域における自殺対策の強化

平成21年度第1次補正予算（100億円）による「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府所管）を活用して、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体への支援を行う。（平成23年度まで）

（1）地域での効果的な自殺対策の充実と民間団体の取組支援

3. 5億円

地域における支援体制の整備を行うための「地域自殺予防情報センター」の機能を拡充するなどにより、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な観点に着目した地域の自殺対策の向上を図るとともに、自殺未遂者や自殺遺族等へのケアに当たる人材の研修や自殺対策に取り組む民間団体への支援を行う。

○ 地域自殺予防情報センターの充実・強化

1. 3億円

「地域自殺予防情報センター」に専門相談員を配置し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する相談機能の強化を図るとともに、関係機関のネットワークの強化等を引き続き推進する。

○ 自殺対策に取り組む民間団体への支援

1. 1億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

（2）自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成等

91百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修を実施するとともに、地域におけるメンタルヘルスを担う心理職等の従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

(3) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 81百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を実施する。

(4) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整、自殺の実態を解明するための調査等を実施する。

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する 医療提供体制の整備の推進	235億円
---	--------------

(1) 医療観察法の医療提供体制の充実・強化 **233億円**

指定入院医療機関の整備に向けて、都道府県等による整備を促進するための取組みを推進するとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(2) 円滑な社会復帰に重点を置いた医療観察法制度の適正な運用

1.8億円

※他局計上分を含む。

医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行い、円滑な社会復帰を促進するため、医療観察法医療の質を評価・検証するとともに、公平な審判に資するよう、精神鑑定の判定事例にかかる考察を行う。

(3) 司法精神医療に携わる医療及び福祉職種の人材養成 **66百万円**

増加する精神鑑定業務への対応と医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行うため、精神保健判定医や指定医療機関従事者、地域保健福祉職員等に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定ならびに医療処遇に関する各種の演習等を適切に実施することで、関係職種の育成と資質能力の向上を図る。

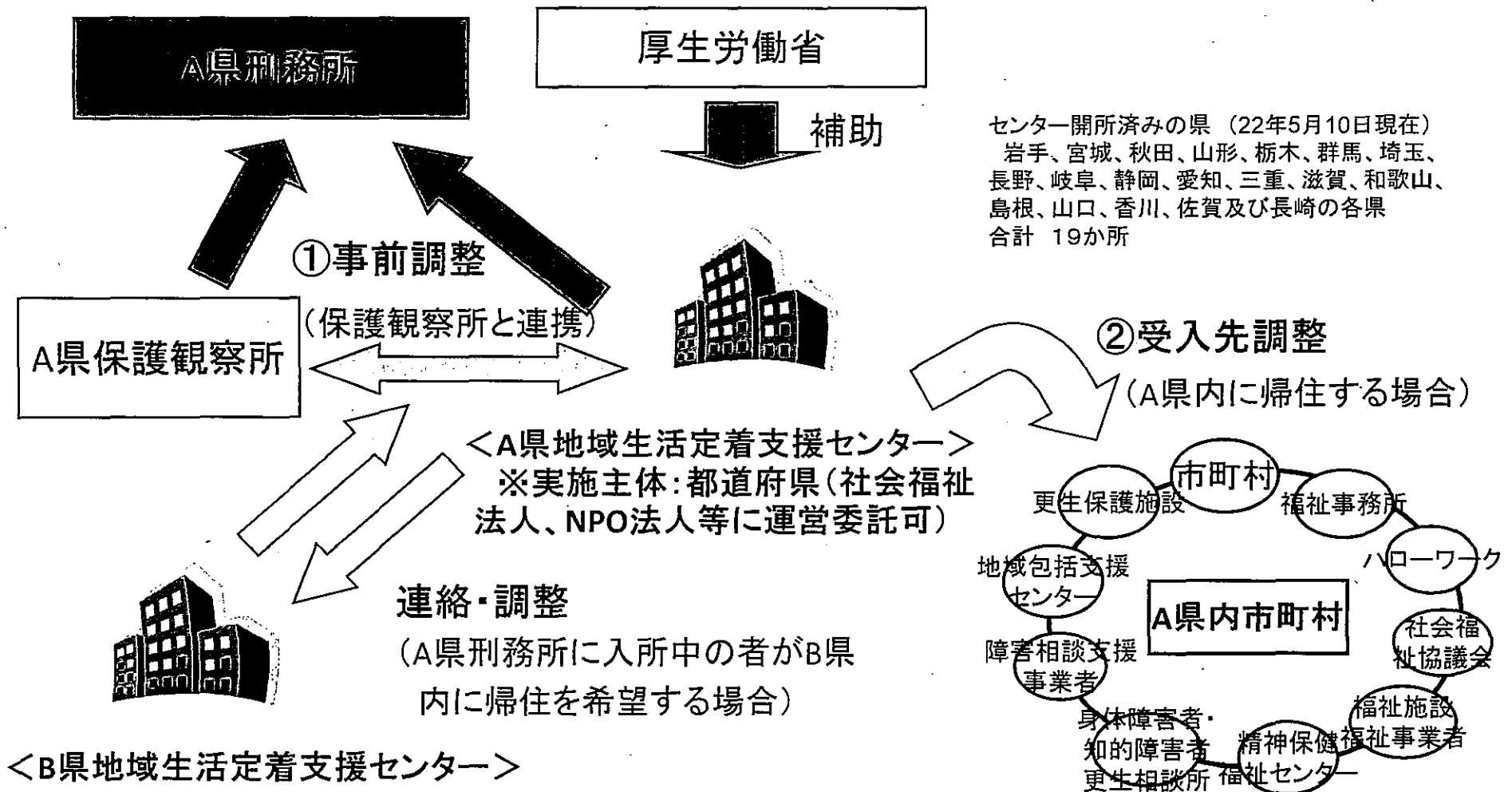
8 特別児童扶養手当、特別障害者手当等	1,367億円
----------------------------	----------------

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

地域生活定着支援センターの概要

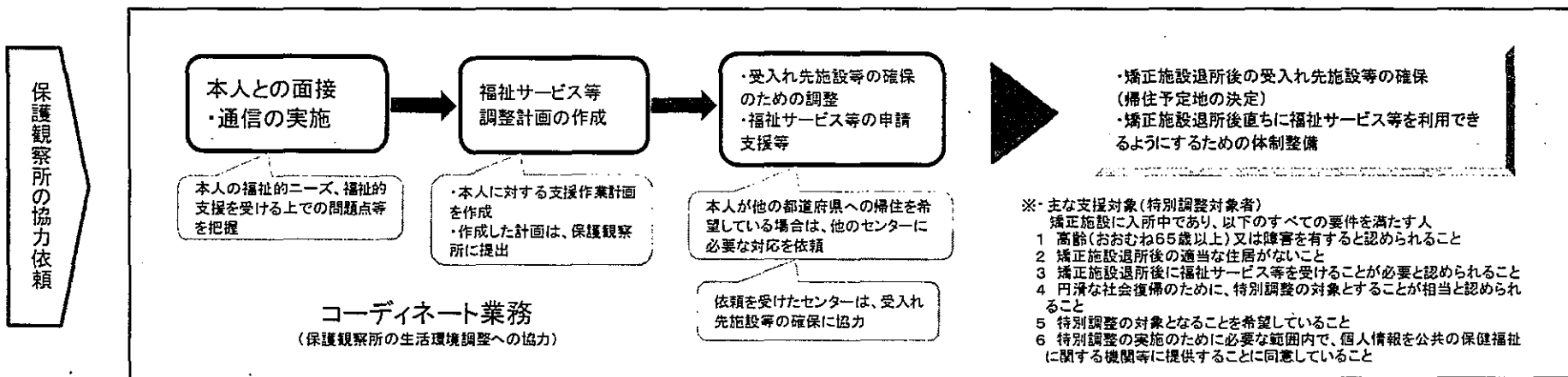
矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。

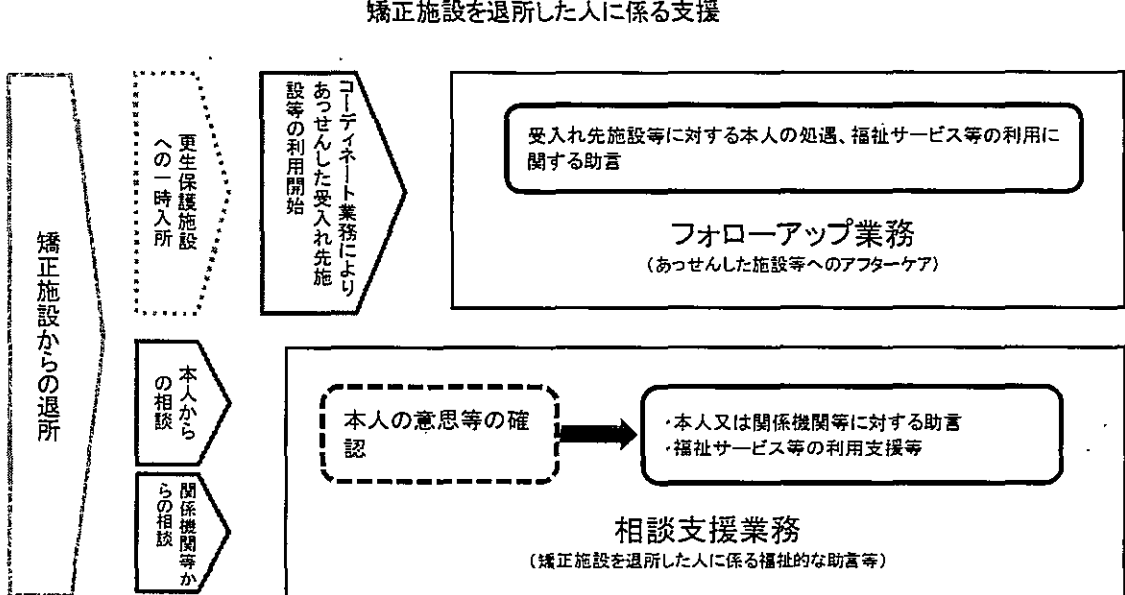


地域生活定着支援センターの事業の概要

矯正施設に入所中の人に対する支援



矯正施設を退所した人に係る支援



関係機関等との連携

- ケース会議、合同支援会議等の開催
 個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会議等の会議を開催する。
- 連絡協議会への参加
 業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関等との連携の強化を図るため、保護観察所が開催する連絡協議会に参加する。
- その他日常的な連携
 上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平素から、関係機関等との連携を密に保ち、社会資源の開拓等に努める。

ひきこもり地域支援センターの概要

〔厚生労働省社会・援護局総務課〕

課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

①第1次相談窓口

⇒ ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

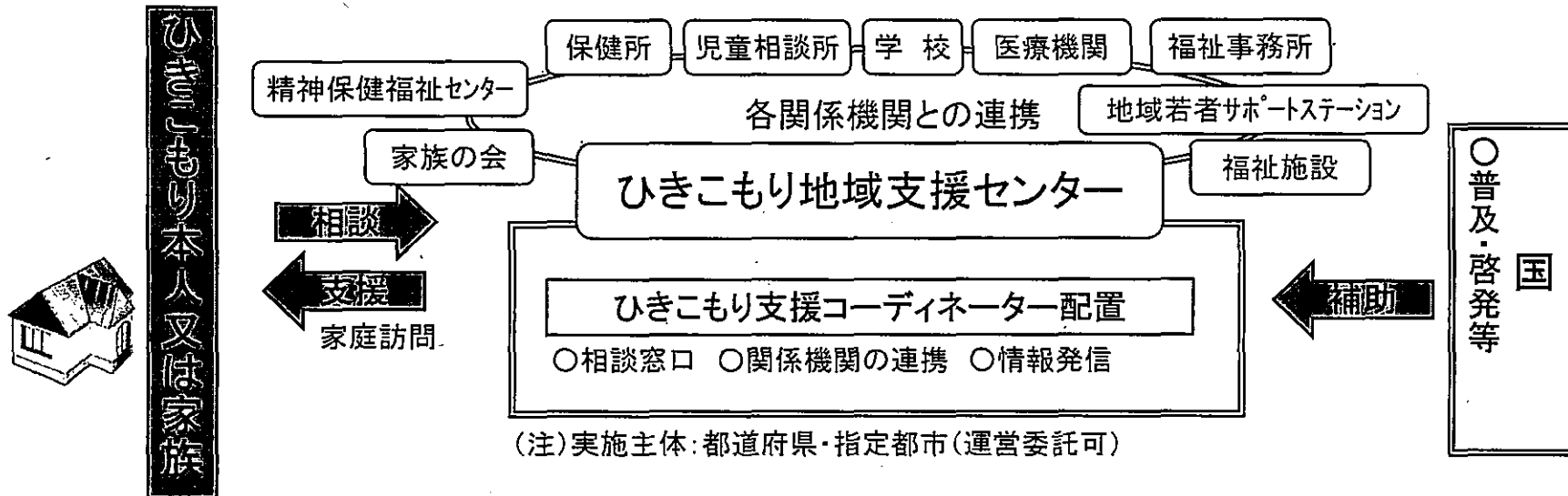
②他の関係機関との連携

⇒ 対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信

⇒ リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図



「ひきこもり地域支援センター」の設置状況リスト

平成22年4月1日現在

	名 称	住 所	電話番号
1	北海道 北海道ひきこもり成年相談センター	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	011-863-8733
2	岩手県 岩手県ひきこもり支援センター	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9618
3	山形県 自立支援センター「巣立ち」	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
4	東京都 東京都ひきこもりサポートネット	小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内	042-329-6677
5	石川県 石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
6	長野県 長野県ひきこもり支援センター	長野市若里7-1-7 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810
7	愛知県 愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸3-2-1東大手庁舎	052-962-5377
8	滋賀県 ひきこもり支援センター	草津市笠山8-4-25	077-567-5058
9	京都府 初期型ひきこもり訪問応援「チーム絆」	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町京都府庁2号館1階青少年課内	075-414-4304
10	大阪府 ひきこもり地域支援センター	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6697-2750
11	和歌山県 ひきこもり地域支援センター	和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階	073-435-5194
12	鳥取県 とっとりひきこもり生活支援センター	鳥取市西品治863-1	0857-20-0222
13	山口県 ひきこもり地域支援センター	防府市駅南町13-40防府総合庁舎2階	0835-27-3480
14	徳島県 ひきこもり地域支援センター「きのぼり」	徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8911
15	高知県 高知県ひきこもり地域支援センター	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4966
16	大分県 青少年自立支援センター(ひきこもり地域支援センター)	大分市東春日町1-1NS大分ビル2F	097-534-4650
17	横浜市 青少年相談センター	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6615
18	浜松市 浜松市ひきこもり地域支援センター	浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
19	大阪市 大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5-15-21都島センタービル3F	06-6922-8520
20	神戸市 神戸市ひきこもり地域支援センター～ラポール～	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2-22	078-945-8079
21	広島市 広島市ひきこもり相談支援センター	広島市西区楠木町一丁目8-11	082-942-3161
22	北九州市 ひきこもり地域支援センター	北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた2階	093-873-3132
23	福岡市 地域思春期相談事業「ワンド」	福岡市東区松香台2丁目3-1九州産業大学大学院付属 臨床心理センター	092-673-5804

自治体単独のひきこもり専用相談窓口の設置状況リスト(センター設置県以外)

	名 称	電話番号
1 宮城県	県保健福祉事務所(7か所)	
	宮城県仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
	宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所	022-363-5507
	宮城県北部保健福祉事務所	0229-87-8011
	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
	宮城県東部保健福祉事務所	0225-95-1431
	宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
	宮城県気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
2 秋田県	精神保健福祉センター	018-831-2306
3 福島県	保健福祉事務所(6か所)	
	県北保健福祉事務所	024-534-4300
	県中保健福祉事務所	0248-75-7811
	県南保健福祉事務所	0248-22-5649
	会津保健福祉事務所	0242-29-5275
	南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
	相双保健福祉事務所	0244-26-1132
	精神保健福祉センター	024-535-3556
4 群馬県	こころの健康センター	027-263-1166
5 岡山県	各保健所、支所(9か所)	
	備前保健所	086-272-3950
	備前保健所東備支所	0869-92-5179
	備中保健所	086-434-7020
	備中保健所井笠支所	0865-69-1675
	備北保健所	0866-21-2836
	備北保健所新見支所	0867-72-5691
	真庭保健所	0867-44-2990
	美作保健所	0868-23-0111
	美作保健所勝英支所	0868-73-4054
6 川崎市	精神保健福祉センター	044-200-3246
7 名古屋市	精神保健福祉センター	052-483-2095

子ども・若者育成支援推進法について

H21.7.8公布

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

〔 国 〕

〔 地方公共団体 〕

子ども・若者育成
支援推進大綱

〔 勘案 〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
 - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長：総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

子ども・若者
総合相談センター
(子ども・若者に関する
ワンストップ相談窓口)

子ども・若者に関する
様々な相談事項

保護観察所、少年鑑別所(一般相談)、
少年サポートセンター等

〔矯正、更生保護等〕
心理相談等

誘導

〔雇用〕
職業的自立・就業支援

地域若者サポ
ートステーション、
若者自立塾、
ハローワーク
職業訓練機関等

企業・学校

指定支援機関
連 携
調整機関

子ども・若者支援
地域協議会

〔福祉〕
生活環境改善

福祉事務所、
児童相談所等

〔保健、医療〕
医療及び療養支援

団体・NPO

〔教育〕
修学支援

教育委員会等

保健所、精神保健
福祉センター等

(就業・修学等)
円滑な社会生活

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

父子家庭への児童扶養手当の支給について

1. 概要

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

- ・ 補助率 国1/3、都道府県等 2/3
- ・ 対象者数 父子家庭 約10万世帯
(母子家庭 約97万世帯 21年3月末)
- ・ 支給月額(児童1人の場合)
 - ・ 全部支給 41,720円
 - ・ 一部支給 41,710~9,850円(所得に応じ)

2. 平成22年度予算

予算額 国費:1,678.4億円

うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額 約50億円(4ヶ月分)
(満年度とした場合 約150億円)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。

父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

3. 法案

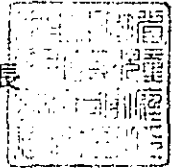
所要の法律案を平成22年通常国会に提出(施行日は平成22年8月1日)

雇児福発 1125 第 1 号
平成 21 年 11 月 25 日

各都道府県

婦人保護事業担当部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長



配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通知）

配偶者からの暴力の防止等については、従来より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年 1 月 11 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に基づき実施が図られているが、先般、総務大臣から厚生労働大臣に対して、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に基づき、別添 1 のとおり「一時保護の機能の充実」について、勧告が行われた。

については、今般の勧告を踏まえ、改めて下記のとおり留意すべき事項をまとめたので、一時保護の申請と決定及び一時保護機能の充実において、引き続き適切な対応をお願いする。

また、各都道府県婦人保護事業担当部局においては、婦人相談所及び関係機関に対して、配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能がさらに充実されるよう、周知徹底をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護の申請と決定

- (1) 夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること。

- (2) 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること。

2. 一時保護機能の充実

- (1) 安全かつ適切な一時保護の実施のため、一時保護までの同行支援等の方策や連絡体制及び対応方法について、都道府県内の他の配偶者暴力相談支援センター、市町村及び警察等関係機関とあらかじめ協議を行うこと。
- (2) 外国人、障害者、高齢者、男性被害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保すること。
- (3) 一時保護の委託にあたっては、被害者の状況と委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定すること。
- (4) 一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定をすること。
- (5) 一時保護後の円滑な自立支援に向けて、速やかに福祉事務所や関係機関と緊密な連携を図ること。
- (6) 都道府県内の関係機関と協議会を設置し、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業の活用等により、被害者支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決め、定期的に連絡会議を開催する等により共通認識を持ち、連携して取り組む体制を確保すること。
- (7) 協議会の場を活用するなどして、個人情報保護に十分に留意した上で、婦人相談所としてのケースワークを確実に行う観点からも、必要な場合には個別の事案についても、協議を行うこと。

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果（勧告）（抄）

（平成 21 年 5 月 26 日総務大臣）

この度、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

（別紙より抜粋）

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(2) 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。（厚生労働省）

（参考）

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/13458.html